

弁護士等の身分証明書の発行に関する規則

(平成八年十月十五日規則第六十号)

改正 平成一二年 三月一六日

同 二二年 二月一九日

同 二三年 四月一五日

同 二五年 二月一九日

同 二六年 六月一九日

同 二六年 二月一八日

同 二七年 七月一七日

(目的)

第一条 本規則は、弁護士、外国法事務弁護士、沖縄弁護士(以下「弁護士等」という。)の身分を証明するため
の身分証明書の発行に関し、必要な事項を定めることを
目的とする。

(身分証明書の発行の申請)

第二条 身分証明書の発行を受けようとする弁護士等は、
次に掲げる書類及び写真を、その所属する弁護士会を経
由して日本弁護士連合会(以下「本会」という。)に提
出して、申請するものとする。

- 1 -

一 身分証明書発行申請書

二 申請者の写真

(申請受付にあたっての弁護士会の確認)

第三条 弁護士会は、身分証明書発行の申請を受け付ける
に当り、申請者に対し弁護士記章の提示を求め等して、
申請者が申請書記載の弁護士等であることを確認するも
のとする。

(二重申請の禁止)

第四条 身分証明書の発行を受けた弁護士等は、第十条の
場合を除き、その身分証明書の有効期間中は、重ねて身
分証明書の発行を受けることができない。

(身分証明書の発行)

第五条 本会は、第二条の申請に基づき、身分証明書を発
行する。

2 前項の事務は、事務総長が掌理する。

(身分証明書の記載事項)

第六条 身分証明書には、弁護士等の身分に関し、次表の
事項を記載するものとする。ただし、職務上の氏名を使
用している弁護士等については、次表の氏名は職務上の
氏名を記載するものとし、当該弁護士等が希望するとき
は、弁護士名簿、外国法事務弁護士名簿、準会員名簿又

- 2 -

は沖縄弁護士名簿に記載され、又は記録されている氏名を併記するものとする。

種別	記載事項
弁護士	氏名 生年月日 登録番号 所属弁護士会 法律事務所 of 名称及び所在場所 弁護士である旨
外国法事務弁護士	氏名 生年月日 国籍 登録番号 所属弁護士会 外国法事務弁護士事務所 of 名称及び所在場所 原資格国の国名 指定法のあるときはその名称

- 3 -

沖縄弁護士	氏名 生年月日 登録番号 所属弁護士会 沖縄弁護士法律事務所 of 名称及び所在場所 沖縄弁護士である旨
外国法事務弁護士である旨	

第七条 身分証明書の有効期間は発行日より五年間とする。

(貸与等の禁止)

第八条 身分証明書の発行を受けた弁護士等は、発行を受けた身分証明書を第三者に貸与又は譲渡してはならない。

(身分証明書の交付)

第九条 第五条の規定により発行された身分証明書は、申請者の所属する弁護士会が、申請者の事務所に身分証明書交付書を郵送して申請者の出頭を求めて当該申請者に

- 4 -

同交付書と引き替えに交付する。

(身分証明書の登録番号の提示)

第九条の二 身分証明書の発行を受けた弁護士等は、その職務又は業務を行う場合に、裁判所その他の関係人の要求があるときは、本会の制定した記章の番号を示すことに代えて、その携帯する身分証明書に記載された登録番号(沖縄弁護士にあつては、登録番号)を示すことができる。

(有効期間内の申請)

第十条 次の場合には、身分証明書の名義人は、第四条の規定にかかわらず、新たに身分証明書の発行の申請をすることができる。ただし、第二号及び第三号の場合を除いて、既に発行を受けた身分証明書を所属弁護士会を経由して本会に返還するものとし、第一号の場合には、新たな身分証明書の交付を受けるのと引き換えに、既に発行を受けた身分証明書を返還するものとする。

一 当該身分証明書の残存有効期間が三カ月未満となつたとき

二 身分証明書の記載事項の変更により、第十三条第二項に基づき、身分証明書を返還したとき

三 身分証明書を紛失し、第十五条の紛失届をなしたと

- 5 -

き。但し、申請のときにおいて既に身分証明書が発見されている場合を除く

四 身分証明書を著しく損傷したとき

(身分証明書の発行の制限)

第十一条 本会は、身分証明書の発行を申請をする弁護士等が、第十三条第一項各号の一に該当する場合には、未だ弁護士名簿、外国法事務弁護士名簿又は沖縄弁護士名簿の登録又は記載が取消されていなくとも身分証明書の発行をすることができない。

(身分証明書を発行しない場合の通知)

第十二条 本会は、前条の規定に基づき身分証明書の発行をしないと決定したときは、速やかに、理由を付した書面をもって身分証明書の発行を申請した弁護士等はその旨を通知しなければならない。

(返還)

第十三条 身分証明書の名義人は、左の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに、身分証明書を所属弁護士会又は最後に所属した弁護士会を経由して本会に返還しなければならない。ただし、第九号の場合には、当該名義人の相続人がその返還をなすものとし、この場合、本会は、その相続人の申立てにより相当と認めるときは、身

- 6 -

分証明書の返還義務を免除することができる。

- 一 禁錮以上の刑に処せられたとき
- 二 除名、退会命令又は業務停止の懲戒処分を受けたとき
- 三 懲戒の処分により、弁理士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、又は公務員であつて免職されたとき
- 四 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- 五 破産手続開始の決定を受けたとき
- 六 弁護士にあつては弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第十一条、外国法事務弁護士にあつては外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号。以下「特別措置法」という。）第二十九条、沖繩弁護士にあつては沖繩弁護士に関する政令（昭和四十七年政令第百六十九号）第三条第一項の規定により、登録取消又は登録取消の請求をしたとき
- 七 弁護士にあつては弁護士法第十三条の規定による登録取消が確定したとき
- 八 外国法事務弁護士にあつては特別措置法第三十条第一項第四号に該当したとき又は同条第二項により登録

- 7 -

を取り消されたとき

- 九 死亡したとき
- 2 身分証明書は、その有効期間が満了したとき又は身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、直ちにこれを所属弁護士会を経由して本会に返還しなければならぬ。
- 3 身分証明書の返還をすべき場合で、その返還ができないときは、その者は、その事情を書面をもって、所属弁護士会を経由して本会に届け出なければならない。
- 4 業務停止の懲戒処分を受け、身分証明書を返還すべき場合には、本会は、業務停止の期間中、返還を受けた身分証明書を所属弁護士会に保管させることができる。
(返還を受けた身分証明書の再交付)
- 第十四条 前条第一項第二号及び第三号の規定により、身分証明書の返還をした場合で、左の各号の一に該当するに至った者は、返還を受けた身分証明書が有効期間内にあるときに限り、本会に対し、所属弁護士会を経由して返還をした身分証明書の再交付を求めることができる。
この場合、第九条を準用する。
- 一 除名、退会命令又は業務停止の懲戒処分につき、本会がその処分を取消し、若しくは戒告の懲戒処分に変

- 8 -

更する旨の裁決をなし、又はその処分の効力を停止する決定をなしたとき

二 除名、退会命令又は業務停止の懲戒処分につき、その処分を取消す判決が確定し、又は裁判所がその処分の効力を停止する決定をなしたとき

三 業務停止の懲戒処分につき、その業務停止期間が満了したとき

2 前項第一号又は第二号の効力停止の決定が取消されたときは、弁護士等は、直ちに、再交付を受けた身分証明書を最後に所属した弁護士会又は所属弁護士会を経由して本会に返還しなければならない。

(紛失届)

第十五条 身分証明書を紛失した弁護士等は、書面をもって速やかに、所属弁護士会を経由して本会に対し、紛失届を提出しなければならない。

2 紛失届には、紛失した事情を記載しなければならない。
(紛失後の発見)

第十六条 紛失届をなした身分証明書が発見された場合、弁護士等は直ちに所属弁護士会を経由して本会に対し、その旨を書面をもって届け出なければならない。

2 前項の場合、第十条の規定により新たな身分証明書の

- 9 -

発行の申請を既になし、又はその申請に基づき新たな身分証明書の交付を受けている弁護士等は、発見された身分証明書を、所属弁護士会を経由して本会に返還しなければならない。

(手数料)

第十七条 弁護士等は、身分証明書の発行手数料を所属弁護士会を経由して本会に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、第十条第二号（法律事務所、外国法律事務所事務所又は沖縄弁護士法律事務所の所在場所の変更に係るものに限る。）、第三号又は第四号の規定による身分証明書の発行の申請をする場合

二 初めて弁護士登録をした者が登録後三箇月以内に身分証明書の発行の申請をする場合

2 本会は、身分証明書発行のための事務負担費として、弁護士会に対し前項本文の規定により納付された手数料から製作費を除いた額の二分の一を交付する。

(会長への委任)

第十八条 会長は、発行手数料などこの規則の実施に関し必要な事項を定めることができる。

- 10 -

(基本台帳)

第十九条 本会は、身分証明書の発行に関する事務の管理のため、身分証明書の発行に関する基本台帳を備える。

附 則

この規則は、平成九年四月一日より施行する。

附 則 (平成一二年三月一六日改正)

(施行期日)

1 第七条並びに第十三条第一項第一号及び第四号の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に発行された身分証明書の有効期限については、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年二月一九日規則第一四〇号)

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う規則の整備等に関する規則 第六条、第一三条改正)抄

1 この規則は、職務上の氏名に関する規程(会規第八十九号)の施行の日から施行する。ただし、第八条中第十三条第一項第五号の改正規定は、平成二十一年二月十九日から施行する。

(平成二一年一二月一七日理事会決議で平成二二

年一二月一日から施行)

附 則 (平成二三年四月一五日改正)

第十条、第十三条第一項並びに第十七条第一項ただし書(新設)及び第二項の改正規定は、平成二十三年四月十五日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

附 則 (平成二五年一二月一九日改正)

第九条の二(新設)の改正規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一九日改正)

第六条の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一二月一八日規則第一六五号)

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 第一条、第二条、第三条、第四条、第五条、第六条、第八条、第九条、第九条の二、第一条、第二一条、第一三条、第一四条、第一五条、第一六条、第一七条改正)抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関す

る特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

附 則（平成二七年七月一七日改正）

第十七条第一項ただし書の改正規定は、平成二十七年十月十七日から施行する。